

外国籍のお客さまの口座開設時提出書類について

平素は東京スター銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、金融機関に対して「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策」への厳格な取り組みが世界的に求められております。つきましては、2019年8月1日当行受付分より、新たに口座を開設される外国籍のお客さまにおかれましては、以下のとおり、確認を行うことといたしました。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力をお願いいたします。
なお、場合によってはご希望にそえないこともございますのであらかじめご了承ください。

【スターワン口座をお申し込みいただける方】

➤ 下記のいずれかに該当する方（該当しない方は非居住者となりお申し込みいただけません。）

① 日本にある事務所に勤務されている方（パート、アルバイトは除く） * 入国後、6ヵ月未満でも申込可

② 入国後、6ヵ月以上経過している方

※上記に該当した場合でも、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちでない方はお申し込みできません。

【下記の書類（原本）をご提示ください】

在留資格等	必要書類
永住権をお持ちの方	A 「在留カードまたは特別永住者証明書」
永住権をお持ちでない方	A+B 「在留カード」「就労・就学が確認できる書類」
特定の在留資格※の方	A+B+C 「在留カード」「就学・就労が確認できる書類」「連絡先の届出書兼同意書」

※特定の在留資格：「技能実習」「特定技能」「特定活動」「文化活動」「留学」「研修」「家族滞在」

【必要書類について】

A	「在留カードまたは特別永住者証明書」 ※在留カードはお申込時点で有効かつ在留期間満了日まで3ヵ月超あるものに限りです。 ※在留期間満了日まで3ヵ月以内の場合は更新後にお申し込みください。 ※上記②に該当する方で在留カード上6ヵ月以上の滞在が確認できない場合は、入国後6ヵ月以上の経過が確認できる書類（住民票の写し・パスポート等）を追加でご提示ください。 ※在留期限の到来や在留資格の変更等による在留カードの更新があった場合はその都度ご提示ください。
B	永住権をお持ちでないお客さまは、 就労先や就学先が確認できる書類 をご提示ください。 ※お勤めの方：「健康保険証」「社員証」「雇用契約書」等 ※学生の方：「学生証」「在学証明書」等
C	特定の在留資格のお客さまは、 「連絡先の届出書 兼 同意書」 を併せてご提出ください。 ※お客さまとご連絡がとれない場合に代わりにご連絡させていただく連絡先を届出ください。

株式会社 東京スター銀行